

令和3年11月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日(金) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 (欠席)	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 1名

16番 寺嶋 太寿男

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第47号 現況証明願について

議案第48号 非農地証明について

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

議案第50号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

7. 議事録署名人

9番 坪田 信次委員

10番 大嶋 裕一委員

事務局長

令和3年11月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

只今の出席委員数は18名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に9番 坪田信次委員、10番 大嶋裕一委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。今月は5件です。

整理番号25番。譲渡人は石川県小松市 ○○さん。譲受人は丸岡町吉政 ○○さん。申請地は丸岡町吉政10字1-1、ほか2筆、田、計1,780㎡です。許可後の経営面積198aです。

続いて整理番号26番。譲渡人は福井市黒丸町 ○○さん、譲受人は福井市栗森2丁目 ○○さん。申請地は春江町正蓮花ほか6筆 田、計3,023㎡です。許可後の経営面積は187aです。

整理番号27番。譲渡人は福井市黒丸町 ○○さん。譲受人は福井市石盛1丁目 ○○さん。申請地は春江町正蓮花、田、計3,464㎡です。許可後の経営面積は142aです。

整理番号28番。譲渡人は春江町高江 ○○さん。譲受人は春江町高江 ○○さん。申請地は丸岡町小黑ほか1筆、計843㎡です。許可後の経営面積は135aです。

整理番号29番。譲渡人は三国町米納津 ○○さん。譲受人は三国町米納津 ○○さん。申請地は三国町黒目、計2,553㎡。許可後面積307aです。

以上、ご審議の程をお願いいたします。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。

ご意見、ございませんか

無ければ、お諮りいたします。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。

各委員

<各委員>異議なしの声

議長

異議がないと認めます。議案第44号は許可することに決定しました。

議 長

次に議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。

整理番号 60 番、申請者は丸岡町猪爪一丁目 ○○さん。申請地は丸岡町猪爪一丁目ほか 3 筆、計 970.26 m²で賃貸アパート建設のため転用するものです。建築面積は 237.45 m²です。

整理番号 61 番、申請者は同じく丸岡町猪爪一丁目 ○○さん。申請地は丸岡町猪爪一丁目ほか 4 筆 862.68 m²です。車両置き場として転用するものです。車両置き場整備面積は 862.68 m²です。

整理番号 62 番、申請者は丸岡町四ツ柳 ○○さん。申請地は丸岡町四ツ柳、田 6,000 m²のうち 2,662.5 m²で農業用施設用地、育苗ハウス等として整備するため転用するものです。以上ご審議願います。

議 長

次に現地確認の報告、地元委員の意見に移りますが、整理番号 62 番は 1 番 大川委員関連の申請ですので整理番号 62 番を除いて審議します。

事務局

それでは現地確認の報告、整理番号 60 番、61 番を 16 番寺嶋委員欠席のため事務局の報告を願います。

事務局です。寺嶋委員からご意見を伺っておりますので報告します。

整理番号 60、61 番は自動車修理工場の車両置き場及び集合住宅として転用するもので、坂井市役所丸岡支所より約 1 キロ南東になる用途地域内の農地です。東側は市道、南側は県道に面しており隣接農地はなく雨水排水は東側南側の道路側溝に流入するものであることから、やむを得ないと考えますとのことです。

議 長

続いて 地元委員のご意見を伺います。

19 番 森が報告します。先の事務局による寺嶋委員の報告のとおり、なら問題ないと思しますのでご審議願います。

議 長

それではお諮りいたします。整理番号 60 番、61 番は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。

各委員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。

議案第 45 号の整理番号 60 番、61 番は許可相当と認め意見決定いたしました。

議 長

次に整理番号 62 番の審議に移ります。本議案は、1 番大川委員関連の申請ですので、大川委員は退席してください。

<大川委員 退席>

事務局

それでは現地確認の報告を 16 番寺嶋委員欠席のため事務局の説明を求めます。

事務局です。寺嶋委員からご意見を伺っておりますので報告します。

申請地は大川あぐりが育苗ハウス及び格納庫を整備するため、市役所丸岡支所の南東約 3.2 キロに位置します。北側は田、東側は排水路、南側は農道に接しており、雨水排水は U 字溝を設け西側市道の側溝に流入するとのこと、周辺に影響ないと思われそうですとのことです。

議 長

続いて地元委員のご意見を伺います。大川委員に代わって 11 番中垣内委員、ご意見を願います。

中垣内委員	11 番 中垣内です。当案件は事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	<p>それでは整理番号 62 番についてご意見を伺ひます。</p> <p>ご意見ございませぬか。</p> <p>それではお諮りします。整理番号 62 番は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p> <p><各委員>異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号 62 番は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>ここで大川委員の入室を認めます。</p>
議 長	次に、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p><説 明> それでは、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議についてについて」ご説明させていただきます。</p> <p>整理番号 63 番、所有権移転の案件です。譲渡人は丸岡町一本田福所 ○○さん。譲受人は丸岡町一本田福所 ○○さん。申請地は丸岡町一本田福所、現況宅地 計 1,160 m²です。こちらは、すでに平成 7 年頃住宅建築されており、始末書が提出されておりますのでご確認ください。</p> <p>整理番号 64 番、譲渡人は三国町竹松 ○○さん。譲受人は石川県小松市 ○○さんです。住宅建築を目的として所有権移転するもので、建築面積 110.30 m²です。申請地は三国町竹松、畑 359 m²です。</p> <p>整理番号 65 番、貸人はあわら市堀江十楽 ○○さん。借人は三国町三国東三丁目 ○○さん。申請地は三国町竹松、畑、743 m²。住宅建築のため使用貸借権を結ぶもので建築面積は 79.91 m²です。</p> <p>整理番号 66 番、所有権移転の案件です。譲渡人は春江町江留中 ○○さん、譲受人は春江町江留中 ○○さん。申請地は春江町江留中、田 393 m²です。駐車場建設のため整備するものです。</p> <p>整理番号 67 番、譲渡人は春江町江留中 ○○さん、譲受人は春江町江留中 ○○さん。申請地は春江町江留中で住宅建築を目的として所有権移転するものです。建築面積 65.43 m²です。</p> <p>整理番号 68 番、貸人は坂井町下関 ○○さん、借人は石川県金沢市 ○○さんです。申請地は坂井町下関 田 3,934 m²です。すでに進行中の豊楽園関係工事に関し、資材置き場や作業場を確保するため一時転用を行うものです。</p> <p>整理番号 69 番、所有権移転の案件で、譲渡人は三国町加戸 ○○さん、譲受人は三国町加戸 ○○さん。申請地は三国町加戸 畑 74 m²です。駐車場を目的とするもので整備面積は 74 m²です。</p> <p>整理番号 70 番、譲渡人は春江町針原 ○○さん、譲受人は春江町正善 ○○さんです。申請地は坂井町下兵庫 合計 264 m²です。住宅建築を目的に所有権移転するものです。</p> <p>整理番号 71 番、譲渡人は丸岡町舟寄 ○○さん 譲受人は丸岡町長崎</p>

	<p>〇〇さん。申請地は丸岡町長崎、田 1,741 m²です。駐車場整備を目的として所有権移転するもので整備面積は 1,741 m²です。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p>
坪川委員	<p>整理番号 63、71 番を 15 番 坪川委員説明願います。</p> <p>15 番、坪川です。</p> <p>整理番号 63 番。手続きなく住宅が建設され数年経過しているもので、周辺に影響なく始末書も提出されていることから、やむを得ないものであると考えます。</p> <p>整理番号 71 番。周囲に農地がありますが、東側の側溝へ勾配をもたせて排水するという点で特に問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>整理番号 64、65、68、69 番を 13 番田中正信委員お願いします。</p>
田中委員	<p>13 番 田中です。整理番号 64 番は竹田川を少し下りたところで、北も南も宅地、東側が道路、西は畑という状況です。雨水等は道路の排水路に流れるということで問題ないと思われま。</p> <p>整理番号 65 番、始末書が提出されており、若干の問題は、既存の小屋の屋根から落ちる雨水が、まとまって北側の田に流れ込むことです。これについて北側の田の所有者とは了解を得ているという点であります。迷惑がかからないよう伝えております。住宅建設に関しては南側の道路に雨水が流れるということで問題ないと思われま。</p> <p>整理番号 68 番、老人福祉施設の増築にあたり資材置き場等を整備するもので、土盛しても道路面からは 10 cm 以上低いので雨水がほかの田に入ることはないと思われま。</p> <p>ただし砂利など、周辺に影響ないよう農家組合長や区長とよく話し合うようお願いしました。整理番号 69 番、駐車場の件です。申請地の東側には畑、北側は 1 m 近い段差があります。その北側に雨水等が落ちないよう、勾配をつけ南側の排水に流れるとすることで、問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>続いて整理番号 66、67、70 番を 14 番本田委員お願いします。</p>
本田委員	<p>14 番 本田です。整理番号 66 番は駐車場の整備案件で、雨水は道路側の門型側溝に流すということ、隣接農地はあるものの順次転用する予定と聞いており問題ないと思われま。</p> <p>整理番号 67 番、同じく〇〇さんに関連する案件で、住宅建築を行うものです。隣接農地はなく農業用水路に水が入らないように、前の道路側溝に流れるようにすることで問題ないと思われま。</p> <p>整理番号 70 番、住宅案件です。雨水は、門型側溝に流すとのことで、営農している農地は隣接なく問題ないと思われま。</p> <p>以上ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p>
本田委員	<p>整理番号 63 番を 14 番本田委員お願いします。</p> <p>14 番 本田です。整理番号 63 番、現地調査に行かれた委員の報告のとおり、本人から始末書も提出あり、十分反省しているとのことなので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>整理番号 64、65 番を 10 番大嶋裕一委員お願いします。</p> <p>10 番 大嶋です。整理番号 64 番は息子さんの住宅を父親の敷地に建設するとのこと、周囲の農地に迷惑はかけないとのことで問題ないと思われま。</p> <p>整理番号 65 番についても周囲の農地に迷惑がかからないよう十分話し合いしており、問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>整理番号 66、67 番を 7 番牧野委員お願いします。</p>

牧野委員	7番 牧野です。整理番号 66 番、67 番は現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われま
議 長	整理番号 68 番を 8 番 伊藤委員お願いします。
伊藤委員	8 番 伊藤です。整理番号 68 番、現在すでに着工している工事のため資材置き場や駐車場として整備するものです。場所は北側に市道、左に県道、南側に排水路があります。北側には用水があり、既存施設までつながっている
議 長	整理番号 69 番を 16 番寺嶋委員欠席のため事務局の説明を求めます。
事務局	事務局です。寺嶋委員からご意見を頂いておりますので説明いたします。松下氏が駐車場として整備するもので、申請地は市役所三国支所より北東に約 1.5 キロに位置する農地です。北東は畑、西は宅地に接して、写し排水は南側の市道の側溝に流入させるとのことで、問題ないと思われま
議 長	整理番号 70 番を 15 番坪川委員お願いします。
坪川委員	15 番 坪川です。整理番号 70 番はの隣接地はすでに以前の総会で転用許可がでており、地元の同意もあることから問題ないと思われま
議 長	整理番号 71 番を 19 番森が報告します。
	19 番森です。整理番号 71 番は〇〇がインター線の整備で既存の駐車場が使用できなくなる不足分を、補うため申請するもので、特に問題ないと思われま
議 長	それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。
	ご意見ございませんか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。
議 長	次に、議案第 47 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めま
事務局	<説 明>議案第 47 号「現況証明願について」説明します。 整理番号 15 番、出願人は福井市灯明寺 〇〇さん、証明を受けようとする土地は丸岡町小黒、39 m ² です。隣接地が住宅敷地であり昭和 50 年頃より住宅敷地として一体利用し、現在に至るもの
	整理番号 16 番、出願人は春江町針原 〇〇さん、証明を受けようとする土地は春江町針原、59 m ² です。昭和 59 年頃より工場を増築し、宅地として一体利用し、現在に至っています。 以上ご審議願います。
議 長	それでは、現地確認の報告をお願いします。
	整理番号 15 番を 15 番 坪川委員お願いします。
坪川委員	15 番 坪川です。整理番号 15、すでに昭和 50 年頃から住宅として使用

	とのことで、現地もコンクリートとなり周囲との影響もないことから問題ないと思われま
議 長	整理番号 16 番を 14 番本田委員お願いします。
本田委員	14 番 本田です。整理番号 16 番は昭和 59 年頃から宅地とのこと、現地も宅地であり非農地で問題ありません。
議 長	続いて地元委員の意見を伺います。
末廣委員	整理番号 15 番を 2 番末廣委員お願いします。
議 長	2 番 末廣です。坪川委員の説明のとおり問題ありません。
三寺職務代理者	整理番号 16 番を 18 番三寺職務代理者お願いします。
議 長	本田委員の説明のとおり問題ありません。
委 員	それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。
議 長	議案第 47 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議 長	<各委員> 異議なしの声
議 長	ご異議がないと認めます。
議 長	議案第 47 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	では続いて議案第 48 号「非農地証明について」、事務局の説明を求めま
事務局	す。
議 長	<説 明> 報告第 48 号「非農地証明について」、説明します。
坪川委員	整理番号 1 番。申請者は丸岡町女形谷 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町女形谷、計 685 m ² です。福井県森林整備計画の対象森林に編入し、森林環境保全直接支援事業の対象区域とするため申請がありましたので、ご審議願います。
議 長	それでは現地確認の報告をお願いします。
坪川委員	整理番号 1 番を 15 番 坪川委員お願いします。
議 長	15 番 坪川です。当該土地は、高速道路の東側にある山林状態の土地であり、幹回りも十分ある樹木であると確認しています。
議 長	続いて地元委員のご意見を伺います。
末廣委員	整理番号 1 番を 2 番末廣委員お願いします。
議 長	2 番 末廣です。現地確認の委員の報告のとおり問題ありません。
議 長	それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。
議 長	議案第 48 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議 長	<各委員> 異議なし
議 長	ご異議がないと認めます。
議 長	議案第 48 号「非農地証明について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	続いて議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 50 号「農用地利用再配分計画の決定について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	議案第 49 号、第 50 号について説明いたします。
	利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 13 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 57 名となっております。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 153 筆、234,147.2 m ² 、田の更新

18 筆、30,944 m²です。畑は新規 1 筆 217 m²、更新 1 筆 4,154 m²です。田
新規更新合わせて 173 筆 269,462.2 m²です。

使用貸借権および所有権移転の案件は今回ございません。説明は以上で
す。

議 長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。